

石川県における働き方改革等に係る現状と課題について

働き方改革の推進について

女性の活躍推進について

非正規雇用者の正社員転換・待遇改善の実現等について

～ 説明資料 ～

平成27年12月25日(金)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石川労働局

働き方改革の推進について (1/2)

現状と課題

- 石川県では、年間総労働時間は全国平均を上回り、所定外労働時間は全国平均を下回る。
- パートを除く労働者の総労働時間は2,000時間台で高止まり。
- 北陸新幹線開業後、金沢地域を中心に旅館業等において、時間外労働が増加するとともに、業種によっては、人手不足に伴う企業活動への影響が懸念されている。
- 年次有給休暇の取得率が低い。

従業員1人あたりの年次有給休暇取得率(平成25年)

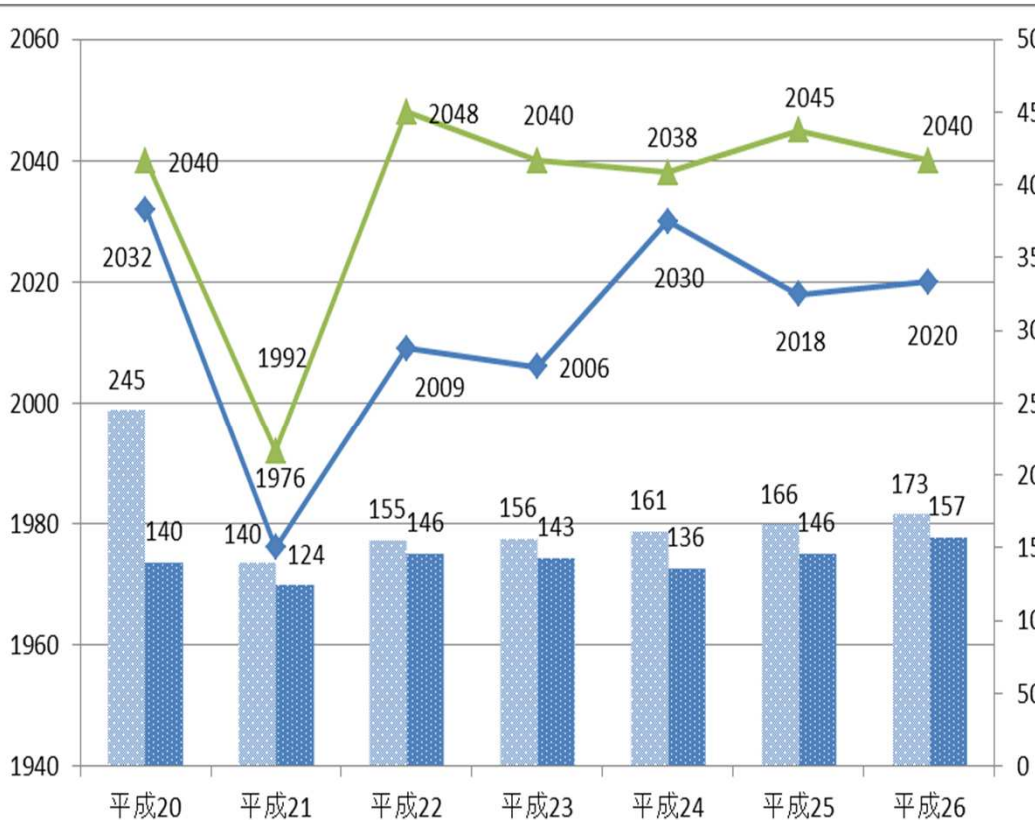
〔全国中小企業団体中央会調査〕

取得率 順位	都道府県	取得率(%)	平均付与日数	平均取得日数
	全国	48.82	15.60	7.22
1	沖縄県	58.83	14.23	7.96
2	茨城県	55.76	14.46	7.63
3	埼玉県	55.68	15.67	8.43
4	奈良県	55.05	15.33	7.79
5	千葉県	54.53	15.29	7.78
6	神奈川県	54.24	16.58	8.76
7	三重県	53.91	14.97	7.78
8	宮城県	53.62	15.69	7.92
9	福岡県	53.27	17.77	7.31
10	山梨県	52.33	14.38	7.39
11	愛知県	52.05	14.86	7.29
12	兵庫県	51.91	15.83	7.96
13	香川県	51.17	15.68	7.63
14	長崎県	50.71	15.10	6.99
15	山口県	50.17	15.62	7.44
16	長野県	49.87	16.01	7.61
17	京都府	49.71	15.29	7.12
18	群馬県	49.70	15.52	7.23
19	宮城県	49.46	15.44	7.23
20	鹿児島県	48.89	15.32	7.19
21	岐阜県	48.54	15.45	7.20
22	徳島県	48.33	15.14	7.08
23	熊本県	48.22	15.55	6.87
24	青森県	47.77	16.00	7.26
25	北海道	47.43	15.58	6.85
26	山形県	47.41	15.39	6.74
27	滋賀県	47.38	16.08	7.13
28	岩手県	46.83	15.67	6.95
29	和歌山県	46.79	15.56	6.97
30	佐賀県	45.84	14.59	6.14
31	東京都	45.46	16.85	7.62
32	大阪府	45.11	16.01	6.84
33	愛媛県	44.90	15.86	7.01
34	広島県	44.68	15.78	6.81
35	秋田県	44.56	16.68	7.18
36	富山県	44.49	15.93	6.70
37	岡山県	43.92	15.48	6.55
38	新潟県	43.06	16.40	6.70
39	鳥取県	42.69	16.65	6.74
40	島根県	42.31	15.97	6.41
41	石川県	41.83	15.90	6.33

年間総労働時間及
び所定外労働時間
(パート労働者を除く)

■ 所定外労働時間(全国)
■ 所定外労働時間(石川)
◆ 総実労働時間(全国)
◆ 総実労働時間(石川)

出典: 毎月勤労統計調査
(厚生労働省・石川県)
事業所規模5人以上



(福島県、栃木県、福井県、静岡県、高知県、大分県を除く)

働き方改革の推進について (2/2)

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、労働者の賃金引上げを図るための制度です。事業場内最低賃金が時間給又は時間換算額で1時間当たり800円未満の労働者に対し、40円以上引上げを実施するとともに、労働能率の増進に資する設備・器具の導入などの業務改善を行った場合に助成されます。

助成額は業務改善経費の2分の1で、企業規模30人以下の事業場は4分の3となります。

助成上限額は、次表のとおりです。

1時間当たりの引上げ額	引上げ対象労働者数			
	1～9人	10～14人	15～19人	20人以上
60円以上	100万円(助成上限額)	130万円(助成上限額)	140万円(助成上限額)	150万円(助成上限額)
40円～59円	100万円(助成上限額)			

石川労働局での助成金の利用状況は、次表のとおりです。

業務改善助成金の利用状況(石川労働局)					
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(11月末日現在)
件数	2件	27件	15件	19件	2件

石川労働局の取組状況について

- 平成27年1月13日「石川労働局 働き方改革推進本部(本部長;局長)」を設置し、経済4団体、連合石川等に協力要請
- 企業訪問による周知啓発(8社)
 - そのうち4社「(株)PFU、鹿島興亜電工(株)、鶴来信用金庫、(株)国土開発センター」については、厚生労働省ポータルサイトに掲載
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」による企業訪問(37社)実施
- 11月『過重労働解消キャンペーン』(長時間にわたる過重な労働による過労死等に対する労災請求が行われた事業場等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する監督指導)及び『過労死等防止啓発月間』
- 11/14(土)「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催(104名)



女性の活躍推進について（1/2）

現状と課題

▶石川県における女性労働者の状況等

・ 有業者に占める女性の割合	全国	43.0%	石川県	45.3%	(8位)
・ 15～64歳(生産年齢人口)における女性の有業率	全国	63.1%	石川県	70.2%	(2位)
・ 25～44歳の育児をしている女性の有業率	全国	52.4%	石川県	68.2%	(6位)
・ 管理的職業従事者に占める女性の割合	全国	13.4%	石川県	8.0%	(46位)

[資料出所]総務省「平成24年就業構造基本調査」

・ 女性雇用者に占める非正規労働者の割合	石川県	49.5%
----------------------	-----	-------

[資料出所]石川県「平成26年 石川県労働力調査」

・ 女性の育児休業取得率	全国	86.6%	石川県	87.1%
・ 男性の育児休業取得率	全国	2.3%	石川県	1.1%

[資料出所]厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成26年度)

石川県「石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書」(平成26年度)

男女雇用機会均等法の制定から30年が経つが、現在もなお、採用・配置・育成等において男女間の実質的格差が残っている。

急速な人口減少局面を迎えている中で、将来の労働力不足が懸念される。

女性の就労促進 ・女性活躍推進法の着実な施行
・ポジティブ・アクションの推進

働き方改革・両立支援 ・「働き方改革」の更なる推進による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
男性の意識改革 ・男性の育児休業取得促進

女性の活躍推進について(2/2)

女性活躍推進法

一般事業主行動計画の策定

常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主には、次の1から4の事項が義務付けられます。

- 1 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行うこと。

状況把握の基礎項目(必ず把握すべき項目)

採用した労働者に占める女性労働者の割合 男女の平均継続勤務年数の差異 労働者の各月ごとの平均残業時間等の労働時間の状況 管理職に占める女性労働者の割合
基礎項目の状況把握、課題分析の結果に基づき、選択項目についてさらに検討

- 2 1を踏まえて、数値目標を含めた行動計画を策定し、労働者への周知、行動計画の外部への公表を行うこと。

行動計画の必須記載事項

計画期間 数値目標 取組内容 取組の実施時期

- 3 行動計画を策定した旨の労働局への届出を行うこと。
- 4 自社の女性の活躍状況に係る情報公表を行うこと。

事業主は、平成28年4月1日までに、上記1から4の義務付けられている事項を行っている必要があります。

女性活躍加速化助成金

女性活躍推進法に沿って、一般事業主行動計画の策定等を行った上で、計画に盛り込んだ取組内容を実施し、取組目標・数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

【助成金の種類と支給金額】(平成27年度)

加速化Aコース

行動計画に盛り込んだ取組内容を実施(=「取組目標」を達成)した場合に支給

支給額:30万円(1事業主1回限り)

対象事業主:中小企業

加速化Nコース

行動計画に盛り込んだ取組内容を実施し、行動計画に盛り込んだ数値目標を達成した場合に支給

支給額:30万円(1事業主1回限り)

対象事業主:大企業、中小企業

非正規雇用者の正社員転換・待遇改善の実現等について（1/3）

現状と課題

石川県における雇用情勢は改善が進んでいるが、一方で、人材不足問題が深刻化。

また、県内の非正規雇用労働者は増加傾向にあり、特に、正社員として働ける機会がないために非正規雇用労働者として働いている者（不本意非正規）も一定数存在。

有効求人倍率(季節調整値) 全国：1.24倍 石川県：1.47倍 (平成27年10月)
非正規雇用労働者の割合 役員を除く雇用者全体(全国)の37.4%(1,962万人) 前年から0.7P、56万人増加
(平成26年平均) 石川県は33.5%(16.4万人) 前年から0.1P、1千人増加
全国値のうち不本意非正規は非正規雇用労働者の18.1%。特に「25～34歳」は28.4%が不本意であるほか、男女別に見ると男性は中高年齢層においても割合が高い。

[資料出所]「労働力調査(詳細集計)」、「石川県労働力調査(詳細集計)」

非正規雇用は、

労働者にとっては...

一般的に雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しい等といった課題がある。

企業にとっては...

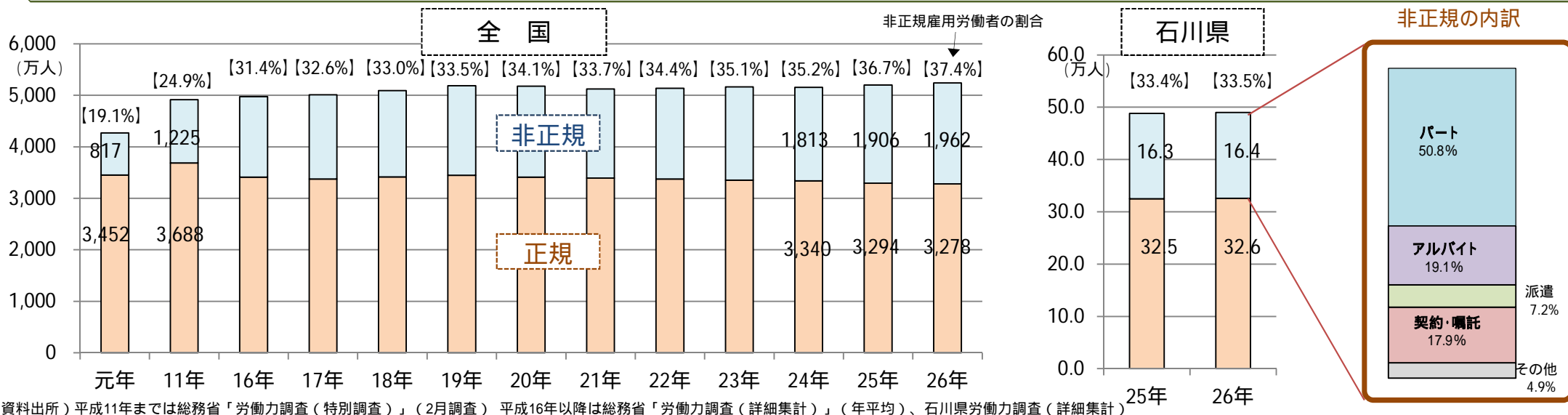
非正規雇用労働者の正社員転換や人材育成、処遇の改善等により、求める人材の確保、人材の定着、モチベーションの向上等が期待できる。

必要な人材を確保して職場に定着させる、そして、労働力人口の減少が見込まれる中で、景気の好循環の動きを確実なものにしていくには、働き方改革の推進等の雇用管理改善による働きやすい・働きがいのある職場づくりに取り組むとともに、**「正社員の積極的な採用」や「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」を進めていくことが重要。**

県内の正社員有効求人倍率が平成16年の調査開始以降初めて1倍となるなど、雇用情勢が着実に改善しているこのタイミングを捉え、正社員転換等の重要性についての認識を幅広く共有していくことが必要。

非正規雇用者の正社員転換・待遇改善の実現等について（2/3）

非正規雇用労働者が雇用者全体（役員を除く）に占める割合は、全国では37.4%（1,962万人）、石川県では33.5%（16.4万人）となっており、緩やかに増加しています。



（資料出所）平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）、石川県労働力調査（詳細集計）

正社員として働ける機会がなく非正規で働いている者（不本意非正規）の割合は、非正規雇用労働者の全体の18.1%となっており、特に25～34歳の若年層で高くなっています。また、男女別でみると、男性は中高年層においても割合が高い状況にあります。

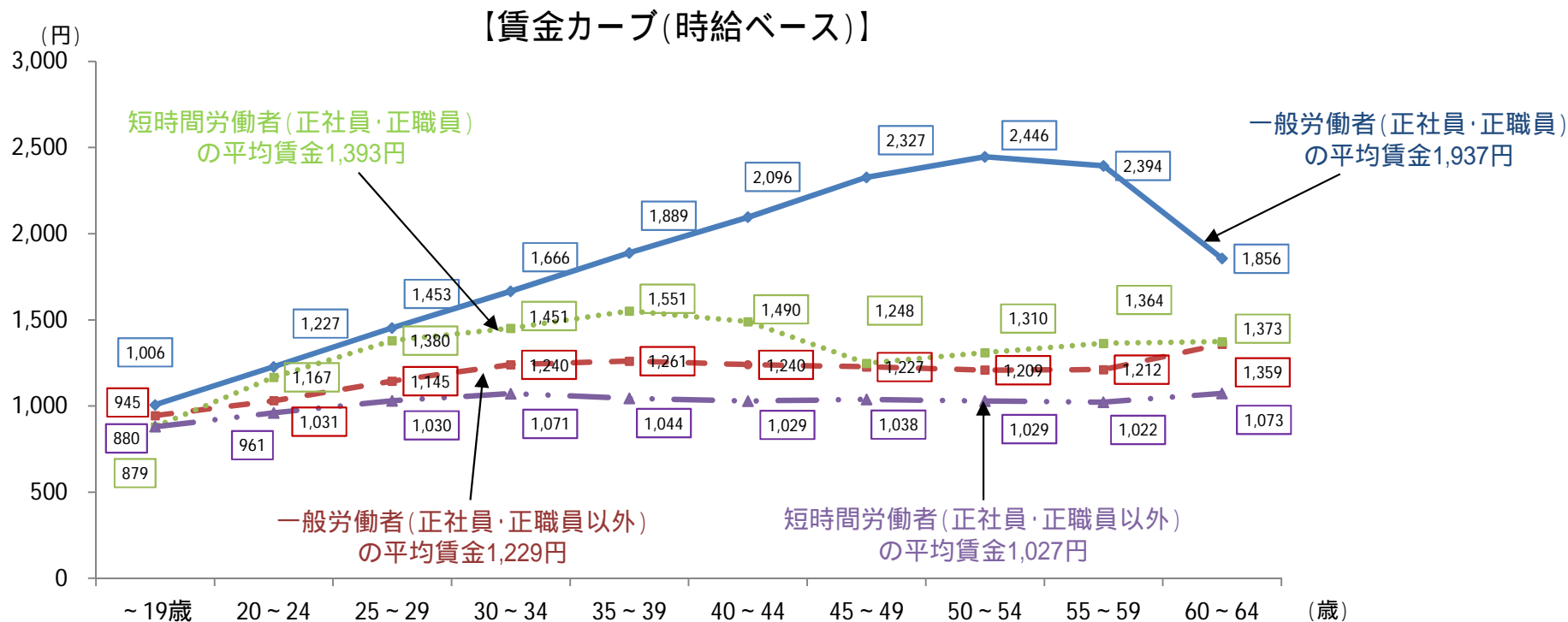
〔不本意非正規の状況（平成26年平均）〕

	人数（万人）	割合（%）	うち男性（%）		うち女性（%）	
			男性	女性	男性	女性
全体	331	18.1	27.9	13.6		
15～24歳	33	15.1	14.4	15.3		
25～34歳	80	28.4	43.0	21.2		
35～44歳	70	18.7	46.2	12.9		
45～54歳	65	18.3	48.1	13.2		
55～64歳	66	16.9	26.0	11.4		
65歳以上	19	8.8	10.7	6.3		

（資料出所）総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年平均）

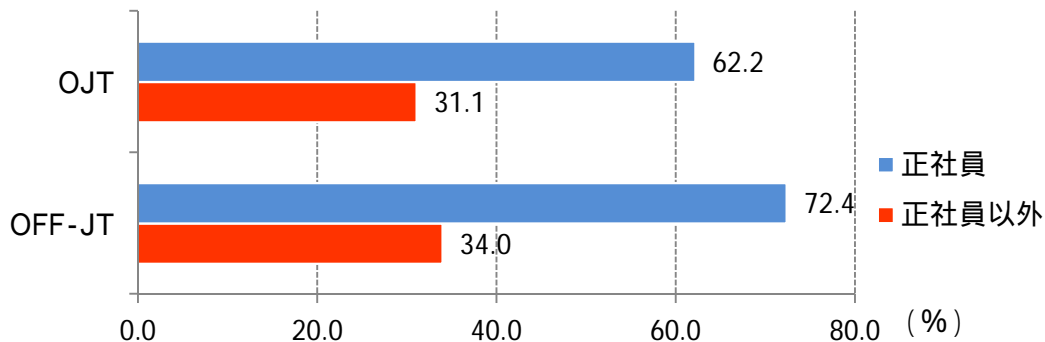
非正規雇用者の正社員転換・待遇改善の実現等について (3/3)

非正規雇用には雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の課題があります。



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年)
注)一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。

【教育訓練の実施状況】



(資料出所)厚生労働省「能力開発基本調査」(平成26年度)

【各種制度の適用状況】

(%)	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金制度	賞与支給制度
正社員	99.5	99.5	99.5	78.2	83.2
正社員以外	65.2	52.8	51.0	10.6	32.4

(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成22年)